

土地や建物、株式などをお売りになった方の 所得税の申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから！

自宅で



多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、
ご自宅で申告書を作成することができます！



STEP

1 ご自宅のパソコンから

「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答



STEP

2 申告書を作成



画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



(注)ICカードリーダライタとして代用できる端末は、一部のAndroid端末のみ

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した

ID・パスワード↓

登録認証番号	1111	1111	1111	1111
登録者名 (漢字表記含む)	a12345678			

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※作成した申告書を、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページはこんなに便利！

画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます

①トップ画面で「作成開始」を選択



②「所得税」を選択



③「土地建物等の譲渡所得」
又は「株式等の譲渡所得等」
を選択し入力を開始



- 操作が分からない場合は「 ご利用ガイド」をご確認ください。また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問は確定申告書等作成コーナー内の「 よくある質問」に掲載しています。
- 「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、 お問い合わせください。

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナポータル連携を利用すれば、データが自動入力されます

特定口座年間取引報告書の取引内容を申告する場合に、マイナポータル連携を利用することで「マイナポータル」から申告に必要な情報を取得することができ、申告書作成時に申告する特定口座年間取引報告書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます

令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「[Google Chrome](#)」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。



(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。

マイナンバーカードできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでe-Taxにログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認することができます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請
はこちらから！



マイナンバーカード 取得方法



Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録されたMicrosoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



税務署